

亀山市告示第109号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び亀山市会計規則（平成17年亀山市規則第34号）第20条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月10日

亀山市長 櫻井義之

第1

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社トラストバンク
東京都品川区上大崎三丁目1番1号
- 2 指定納付受託者の指定をした日
令和8年4月1日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入
亀山市ふるさと納税の寄附金
- 4 指定納付受託者に歳入を納付させる期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

第2

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
楽天グループ株式会社
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号楽天クリームゾンハウス
- 2 指定納付受託者の指定をした日
令和8年4月1日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入
亀山市ふるさと納税の寄附金
- 4 指定納付受託者に歳入を納付させる期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

第3

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社さとふる
東京都中央区京橋2-2-1京橋エドグラン13F
- 2 指定納付受託者の指定をした日
令和8年4月1日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入
亀山市ふるさと納税の寄附金
- 4 指定納付受託者に歳入を納付させる期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

第4

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社百五カード
三重県津市栄町三丁目123番地1
- 2 指定納付受託者の指定をした日
令和8年4月1日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入
亀山市ふるさと納税の寄附金
- 4 指定納付受託者に歳入を納付させる期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

第5

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
P a y P a y 株式会社
東京都千代田区紀尾井町1-3
- 2 指定納付受託者の指定をした日
令和8年4月1日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入
亀山市ふるさと納税の寄附金
- 4 指定納付受託者に歳入を納付させる期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

第6

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社三十三カード
三重県四日市市幸町2番4号
- 2 指定納付受託者の指定をした日
令和8年4月1日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入
亀山市ふるさと納税の寄附金
- 4 指定納付受託者に歳入を納付させる期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

第7

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社ジェーシービー
東京都港区南青山五丁目1番22号
- 2 指定納付受託者の指定をした日
令和8年4月1日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入
亀山市ふるさと納税の寄附金
- 4 指定納付受託者に歳入を納付させる期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

第8

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社アイモバイル
東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号 関電不動産渋谷ビル8階
- 2 指定納付受託者の指定をした日
令和8年4月1日

- 3 指定納付受託者に納付させる歳入
亀山市ふるさと納税の寄附金
- 4 指定納付受託者に歳入を納付させる期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

第9

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
アマゾンジャパン合同会社
東京都目黒区下目黒1-8-1
- 2 指定納付受託者の指定をした日
令和8年4月1日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入
亀山市ふるさと納税の寄附金
- 4 指定納付受託者に歳入を納付させる期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで